文 書 名:治験に係わる標準業務手順書

新旧対照表

変更箇所	変更前		変更後	変更理由
表紙 作成日 版数	西暦 2020 年 8 月 1 日 (第 18 版)	表紙	西暦 2023 年 2 月 1 日 (第 19 版)	版改訂のため
目次	第5章 <u>治験薬</u> の管理		第5章 <u>治験使用薬</u> の管理	薬生薬審発 0831 第
< 治験に関する標準業				15 号(令和 2 年 8 月
務手順書 >				31 日) に伴い改訂
p.4	病院長は、治験審査委員会の意見に基づいて治験の	p.4	病院長は、治験審査委員会の意見に基づいて治験の	記載整備および薬生
第2章 病院長の業務	実施を承認した後、治験依頼者と治験契約書(書式		実施を承認した後、治験依頼者と受託研究(治験)契約	薬審発 0831 第 15 号
(治験実施の契約等)	19)により契約を締結し、双方が記名・捺印又は署名		晝(書式19)により契約を締結し、双方が記名・捺印又は	(令和2年8月31日)
第4条	し、日付を付すものとする。		署名し、日付を付すものとする。	に伴い改訂
	2 病院長は治験依頼者及び治験責任医師から <u>治験</u> 契約書の内容を変更する際には、本条第1項に準じて 覚書(書式 21)を締結する。		2 病院長は治験依頼者及び治験責任医師から受託研 <u>究(治験)契約書</u> の内容を変更する際には、本条第 1 項 に準じて覚書(書式 21)を締結する。	

- 3 <u>契約書</u>(書式 19)に定める通知及び報告の内容は 下記のものとする。
- (1) 治験依頼者は、次の情報を治験責任医師と病院長に通知する。
- ① 他施設で発生した重篤で予測できない副作用
- ② 重篤な副作用又は<u>治験薬</u>及び市販医薬品の使用 による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発 生傾向が治験薬概要書から予測できないもの
- ③ 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用によるもの又は治験薬及び市販医薬品の使用に

よる感染症によるもの

④ 副作用もしくは<u>治験薬</u>及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告

- 3 <u>受託研究(治験)契約書</u>(書式 19)に定める通知及び 報告の内容は下記のものとする。
- (1) 治験依頼者は、次の情報を治験責任医師と病院長に通知する。
- ① 他施設で発生した重篤で予測できない副作用
- ② 重篤な副作用又は<u>治験使用薬</u>及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書から予測できないもの
- ③ 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用によるもの又は<u>治験使用薬</u>及び市販医薬品の

使用による感染症によるもの

④ 副作用もしくは<u>治験使用薬</u>及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告

記載整備および薬生 薬審発 0831 第 15 号 (令和 2 年 8 月 31 日) に伴い改訂

p.9	(2)治験責任医師は、治験依頼者と合意した治験実	p.9	(2)治験責任医師は、治験依頼者と合意した治験実	
第4章 治験責任医師の業	施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及び治		施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及び治	
務	験依頼者が提供するその他の文書に記載されてい		験依頼者が提供するその他の文書に記載されてい	
(治験責任医師の要件)	る <u>治験薬</u> の適切な使用法に十分精通していなけれ		る <u>治験使用薬</u> の適切な使用法に十分精通していな	
第14条 第1項	ばならない。		ければならない。	
	(9)治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等	p.10	(9)治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者	
	に、治験実施計画書、 <u>治験薬</u> 及び各人の業務につ		等に、治験実施計画書、 <u>治験使用薬</u> 及び各人の業	
	いて十分な情報を与え、指導及び監督しなければな		務について十分な情報を与え、指導及び監督しな	
	らない。		ければならない。	
p.10	(10) <u>治験薬</u> を承認された治験実施計画書を遵守した方	p.10	(10) <u>治験使用薬</u> を承認された治験実施計画書を遵守	記載整備および薬生
(治験責任医師の責務)	法でのみ使用する。		した方法でのみ使用する。	薬審発 0831 第 15 号
第 15 条	(11) <u>治験薬</u> の正しい使用法を各被験者に説明、指示		(11) <u>治験使用薬</u> の正しい使用法を各被験者に説明、	(令和2年8月31日)
	し、 <u>当該治験薬</u> にとって適切な間隔で、各被験者が説		指示し、 <u>当該治験</u> にとって適切な間隔で、各被験者が	に伴い改訂
	明された指示を正しく守っているか否かを確認する。		説明された指示を正しく守っているか否かを確認す	
			る。	

p.11	(16)治験実施計画書の規定に従って正確な症例報告 p.11	(16)治験実施計画書の規定に従って正確な症例報告 記	
p.11	書を作成し、記名捺印又は署名し、治験依頼者に提出	書を作成し、氏名を記載し、治験依頼者に提出す	1 48 /15/10
	する。また、治験分担医師が作成した症例報告書につ	る。また、治験分担医師が作成した症例報告書につ	
	いては、その内容を点検し、問題がないことを確認した	いては、その内容を点検し、問題がないことを確認	
	上で記名捺印又は署名する。また、治験依頼者に提出	した上で氏名を記載する。また、治験依頼者に提出	
	した症例報告書の写を保存するものとする。	した症例報告書の写を保存するものとする。	
	(18)治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報	(18)治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例 記	載整備
	告書については、その内容を点検し、問題がないことを	報	
	確認したときに、記名押印又は署名するものとする。治	告書については、その内容を点検し、問題がないこと	
	験分担医師が行った症例報告書の変更又は修正につ	を確認したときに、 <u>氏名を記載</u> するものとする。治験分	
	いて、治験責任医師が点検し、問題がないことを確認し	担医師が行った症例報告書の変更又は修正につい	
	たときを含むものとする。	て、治験責任医師が点検し、問題がないことを確認し	
		たときを含むものとする。	
	(19) 治験責任医師又は治験分担医師は、症例報告書	(19) 治験責任医師又は治験分担医師は、症例報告	
	の変更又は修正に当たり治験依頼者から提供 さ	書の変更又は修正に当たり治験依頼者から提供され	
	れた手引きに従わなければならない。症例報告書のい	た手引きに従わなければならない。症例報告書のい	
	かなる変更又は修正にも、日付の記入及び押印又は	かなる変更又は修正にも、日付の記入及び氏名が記	
	署名がなされ、重大な変更又は修正については説明	載され、重大な変更又は修正については説明が記さ	
	が記されなければならない。また、変更又は修正は当	れなければならない。また、変更又は修正は当初の記	
	初の記載内容を不明瞭にするものであってはならない	載内容を不明瞭にするものであってはならない(すな	

p.12 2 同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師、被験者が記名捺印又は署名し、各自日	日付を記入す 的な説明を行 、日付を記入 、被験者が治 て <u>署名</u> と日付 文書を被験者 が治験に参加 訂された場合 て <u>署名</u> と日付

	•		-	
p.13	2 治験責任医師は、治験実施計画書において治験薬	p.13	2 治験責任医師は、治験実施計画書において治験	薬生薬審発 0831 第
(治験中の副作用等報告)	の安全性評価のために重要であると規定された有害事		使用薬の安全性評価のために重要であると規定され	15 号(令和 2 年 8 月
第18条 第1項	象について、治験実施計画書で規定された報告要件		た有害事象について、治験実施計画書で規定された	31 日)に伴い改訂
	及び期限を守って、治験依頼者に報告しなければなら		報告要件及び期限を守って、治験依頼者に報告しな	
	ない。		ければならない。	
p.14	第5章 <u>治験薬</u> の管理	p.14	第5章 <u>治験使用薬</u> の管理	薬生薬審発 0831 第
第20条 第1項	(治験薬の管理)		(<u>治験使用薬</u> の管理)	15 号(令和 2 年 8 月
				31 日)に伴い改訂
	治験薬の管理責任は、病院長が負うものとする。		治験使用薬の管理責任は、病院長が負うものとする。	
	2 病院長は、治験薬を保管、管理させるため薬剤長を		2 病院長は、治験使用薬を保管、管理させるため薬	
	治験薬管理者に指名し、病院内で実施される全ての治		剤長を治験薬管理者に指名し、病院内で実施される	
	験の <u>治験薬</u> を管理させるものとする。治験薬管理者は		全ての治験の <u>治験使用薬</u> を管理させるものとする。治	
	必要に応じて治験薬管理補助者を指名し、治験薬管		験薬管理者は必要に応じて治験薬管理補助者を指	
	理業務の補助を行わせることができる。		名し、治験薬管理業務の補助を行わせることができ	
			る。	
	3 治験薬管理者は、治験依頼者が作成した治験薬の		3 治験薬管理者は、治験依頼者が作成した治験使	
	取扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に際して従		用薬の取扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に	
	うべき指示を記載した手順書に従って、また GCP 省令		際して従うべき指示を記載した手順書に従って、また	
	等を遵守して適正に <u>治験薬</u> を保管、管理する。		GCP 省令等を遵守して適正に <u>治験使用薬</u> を保管、管	
			理する。	
L	1	L	<u>:</u>	

	4 治験薬管理者は次の業務を行う。		4 治験薬管理者は次の業務を行う。	薬生薬審発 0831 第
	1) <u>治験薬</u> を受領し、治験薬受領書を発行する。		1) <u>治験使用薬</u> を受領し、治験薬受領書を発行する。	15 号(令和 2 年 8 月
	2) <u>治験薬</u> の保管、管理及び払い出しを行う。		2) 治験使用薬の保管、管理及び払い出しを行う。	31 日)に伴い改訂
	3) <u>治験薬</u> 管理表及び <u>治験薬</u> 出納表を作成し、 <u>治験薬</u>		3) <u>治験使用薬</u> 管理表及び <u>治験使用薬</u> 出納表を作成	
	の使用状況及び治験進捗状況を把握する。		し、治験使用薬の使用状況及び治験進捗状況を把握	
	4) 被験者からの未服用 <u>治験薬</u> の返却記録を作成す		する。	
	వ 。		4) 被験者からの未服用治験使用薬の返却記録を作	
	5) 未使用 <u>治験薬</u> (被験者からの未服用返却 <u>治験薬</u> 、		成する。	
	使用期限切れ <u>治験薬</u> 、欠陥品を含む)を治験依頼者に		5) 未使用治験使用薬(被験者からの未服用返却治	
	返却し、未使用 <u>治験薬</u> 返却書を発行する。		験使用薬、使用期限切れ治験使用薬、欠陥品を含	
	6) その他、本条第 3 項の治験依頼者が作成した手順		む)を治験依頼者に返却し、未使用治験使用薬返却	
	書に従う。		書を発行する。	
			6) その他、本条第3項の治験依頼者が作成した手順	
			書に従う。	
p.15	5 治験薬管理者は、治験実施計画書に規定された量	p.15	5 治験薬管理者は、治験実施計画書に規定された	
	の <u>治験薬</u> が被験者に投与されていることを確認する。		量の治験使用薬が被験者に投与されていることを確	
			認する。	

p.15	保存責任者は記録ごとに、次のとおりとする。	p.15	保存責任者は記録ごとに、次のとおりとする。	薬生薬審発 0831 第
第7章 記録等の保存	1) 診療録・検査データ:医事グループ長		1) 診療録・検査データ:医事グループ長	15 号(令和 2 年 8 月
(記録等の保存責任者)	2) 説明文書、同意文書等:治験事務局長		2) 説明文書、同意文書等:治験事務局長	31 日)に伴い改訂
第22条 第2項	3) 治験受託に関する文書等:治験事務局長		3) 治験受託に関する文書等:治験事務局長	
	4) <u>治験薬</u> に関する記録(<u>治験薬</u> 管理表、 <u>治験薬</u> 出		4) <u>治験使用薬</u> に関する記録(<u>治験使用薬</u> 管理	
	納表、被験者からの未服用薬返却記録、治験薬		表、 <u>治験使用薬</u> 出納表、被験者からの未服用	
	納品書、未使用 <u>治験薬</u> 受領書等):治験薬管理		薬返却記録、 <u>治験使用薬</u> 納品書、未使用 <u>治験</u>	
	者		使用薬受領書等):治験薬管理者	
p.16	新たな「治験の依頼等に係る統一書式」で定められ	p.16	新たな「治験の依頼等に係る統一書式」で定められ	記載整備
(押印省略と電磁媒体での	た <u>統一書式</u> の他、必要に応じて別途定めた書式又		た <u>最新版の統一書式</u> の他、必要に応じて別途定め	
記録の保存)	は治験依頼者書式を治験依頼者と協議の上、使用		た書式又は治験依頼者書式を治験依頼者と協議	
第24条 第1項	する。		の上、使用する。	

文 書 名:治験審査委員会に関する標準業務手順書

新旧対照表

変更箇所	変更前		変更後	変更理由
p.20	5)治験薬概要書又は添付文書	p.20	5)治験薬概要書及び治験使用薬(被験薬を除く。)に	記載整備
第1章 治験審査委員会			係る科学的知見を記載した文書	
(治験審査委員会の業務)				
第4条 第1項				
p.21	_	p.21	・治験責任医師及び治験分担医師が変更された場合、	薬生薬審発 0730 第 3 号
第2項(2)			その最新の履歴書等により当該治験を実施する上で	(令和3年7月30日)に
			適格であること	伴い改訂
p.23	治験審査委員会が既に承認された進行中の治験に関わ	p.23	治験審査委員会が既に承認された進行中の治験に関	記載整備
(治験審査委員会の運営)	る軽微な変更に関して、迅速審査を行うことができる。		わる軽微な変更に関して、迅速審査を行うことができ	
第5条 第13項	この場合の軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えな		వ .	
	い範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可		この場合の軽微な変更とは、治験の実施に影響を与え	
	能性がなく、被験者への危険性を増大させない変更をい		ない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲	
	う。具体的には依頼者の組織・体制の変更、試験の期間		の可能性がなく、被験者への危険性を増大させない変	
	が1年を超えない場合の治験契約期間の延長、実施(契		更をいう。	
	約)症例数の追加または治験分担医師の追加・削除等が		迅速審査は委員長と他の医師委員 1 名にて行い、本	
	<u>該当する。</u>		条第9項に従って判定し、第11項に従って病院長に	

□ 古宝木は禾具目 1 4 2 7 7 年 1 大久	 却生土フ 込験党太委員長は毎日の込験党太委員人	
迅速審査は委員長と他の医師委員 1 名にて行い、本条	報告する。治験審査委員長は次回の治験審査委員会	
第9項に従って判定し、第11項に従って病院長に報告	で、迅速審査の内容と判定を報告する。	
する。治験審査委員長は次回の治験審査委員会で、迅	なお、委員長が当該迅速審査の対象となる治験の関	
速審査の内容と判定を報告する。	係者である場合は、第3条第4項で指名された委員が	
なお、委員長が当該迅速審査の対象となる治験の関係	代行する。	
者である場合は、第3条第4項で指名された委員が代行		
する。		